

## 再雇用組織拡大専門員の名称変更および 組織拡大専門員登録・交付要綱の改正案について

### 1. 再雇用組織拡大専門員の名称変更について

本部では、各県本部で組織拡大を目的とした「組織拡大専門員」を雇用している場合に交付金として年間400万円を交付しています。さらに、60歳を超えた組織拡大に一定の経験がある組織拡大専門員については、組織拡大専門員の育成を業務の一つとして位置付け、「再雇用組織拡大専門員」として200万円を交付しています。

組織拡大専門員および再雇用組織拡大専門員は各県本部に雇用されていますが、地公法改正による地方公務員の定年年齢の引き上げに伴う各県本部の取り扱い方が異なることが想定されることから、60歳超の組織拡大専門員においては再雇用者と定年延長者が混在することが考えられます。そのため、2024年4月以降は現行の「再雇用組織拡大専門員」の名称を「エキスパート組織拡大専門員」と名称変更を行います。

### 2. 組織拡大専門員登録・交付要綱改正案について

#### (1) 改正の主旨

「上記1」とあわせて、第97回定期大会において「第6次組織強化・拡大のための推進計画」が決定されたことに伴い、以下の通り組織拡大専門員登録・交付要綱を改正します（施行日：2024年4月1日）。

#### (2) 改正条文案の記載

現 行	改正案
<p>1. 目的 各県本部の組織強化・拡大活動の推進にむけ、その中軸として「組織拡大専門員」を配置し、<u>「第5次組織強化・拡大のための推進計画」</u>（自治労第92回定期大会）の実現をめざす。</p>	<p>1. 目的 各県本部の組織強化・拡大活動の推進にむけ、その中軸として「組織拡大専門員」を配置し、<u>「第6次組織強化・拡大のための推進計画」</u>（自治労第97回定期大会）の実現をめざす。</p>
<p>2. 任務 地域公共サービス産別の建設にむけ、県本部組織拡大行動委員会および、組織強化・拡大チームのもと、中軸の担当者として、組織拡大行動計画の策定と目標を設定する等、組</p>	<p>2. 任務 地域公共サービス産別の建設にむけ、県本部組織拡大行動委員会または組織強化・拡大チームのもと、中軸の担当者として、組織拡大行動計画の策定と目標を設定する等、組織</p>

組織強化・拡大活動を推進する。

また、組織強化・拡大の各分野において自治労本部と連携して活動する。

### 3. 県本部の役割

(1) 県本部は「組織強化・拡大チーム」を設置し、その中軸の担当者として組織拡大専門員を配置する。

(2) 「組織強化・拡大チーム」は、県本部「組織強化・拡大行動計画」等を企画立案し、組織拡大行動委員会等と連携し、組織強化・拡大を推進する。

また、その活動を3ヵ月に1回、自治労本部に報告する。

(3) 県本部は、組織拡大専門員がその力を発揮することができるよう育成責任者を決定し、計画的に人材育成する。その一環として自治労本部が指定するオルガナイザー養成講座等の研修を受講させる。

(4) 県本部は、本部が主催する組織拡大担当者会議（産別オルグ団会議）等に組織拡大専門員を優先的に出席させる。

### 4. 組織拡大専門員の登録要件

(1) 各県本部が登録することができる組織拡大専門員は1人（再雇用組織拡大専門員を含む）とする。ただし、組織拡大専門員の育成が必要な場合は、組織拡大専門員と合わせて、再雇用組織拡大専門員1人を登録することができる。

(2) 再雇用組織拡大専門員は、組織拡大の活動経験と実績があると認められる者とし、活動経験と実績とは、2年間以上の活動経験、および1単組（支部・分会の結成を含む）以上の組織化実績のある者、もしくは、それと同等の実績があると認められる者をさす。

また、再雇用組織拡大専門員は、近県の

強化・拡大活動を推進する。

また、組織強化・拡大の各分野において自治労本部と連携して活動する。

### 3. 県本部の役割

(1) 県本部は「組織強化・拡大チーム」を設置し、その中軸の担当者として組織拡大専門員を配置する。

(2) 「組織強化・拡大チーム」は、県本部「組織強化・拡大行動計画」等を企画立案し、組織拡大行動委員会等と連携し、組織強化・拡大を推進する。

削除

(3) 県本部は、組織拡大専門員がその力を発揮することができるよう育成責任者を決定し、計画的に人材育成する。その一環として自治労本部が指定するオルガナイザー養成講座等の研修を受講させる。

(4) 県本部は、本部が主催する組織拡大担当者会議（産別オルグ団会議）等に組織拡大専門員を優先的に出席させる。

### 4. 組織拡大専門員の登録要件

(1) 各県本部が登録することができる組織拡大専門員は1人（エキスパート組織拡大専門員を含む）とする。ただし、組織拡大専門員の育成が必要な場合は、組織拡大専門員と合わせて、エキスパート組織拡大専門員1人を登録することができる。

(2) エキスパート組織拡大専門員は、組織拡大の活動経験と実績があると認められる者とし、活動経験と実績とは、2年間以上の活動経験、および1単組（支部・分会の結成を含む）以上の組織化実績のある者、もしくは、それと同等の実績があると認められる者をさす。

また、エキスパート組織拡大専門員は、

組織拡大専門員・組織拡大担当役職員の人材育成に積極的に協力する。

(3) 組織拡大専門員の登録期間は2年間、再雇用組織拡大専門員の登録期間は1年間とし、その期間中に特別の事由が生じない限り、同一の組織拡大専門員の登録を更新し継続配置する。

(4) 組織拡大専門員の年齢は60歳を上限とし、60歳に到達した年度の3月末までを任期とする。

(5) 再雇用組織拡大専門員を登録する場合は、60歳に到達する年度の2月末までに、自治労本部と県本部がその活動経験と実績を踏まえて協議する。

(6) 再雇用組織拡大専門員の年齢は、65歳を上限とし、任期を65歳に到達した年度の3月末までとする。

(7) 自治労本部は、県本部および組織拡大専門員の組織強化・拡大活動がこの要綱に則していないと判断する場合、県本部に改善を申し入れる。

複数回の申し入れにも関わらず、改善されないと自治労本部中央執行委員会が判断した場合は、登録を取り消し、交付金の返還を求めることができる。

##### 5. 組織拡大専門員の登録・取り消し

(1) 県本部が、組織拡大専門員の登録を希望する場合は「組織拡大専門員登録・事前協議書」(別紙1)を、再雇用組織拡大専門員の登録を希望する場合は、「再雇用組織拡大専門員登録・事前協議書」(別紙2)を、自治労本部に提出する。

(2) 自治労本部は、上記の「登録・事前協議書」を踏まえて、県本部書記長等・候補者本人と面談し、登録要件等を確認する。ただし、再雇用組織拡大専門員を登録する場合は、候補者本人の同席は必要ない。

近県の組織拡大専門員・組織拡大担当役職員の人材育成に積極的に協力する。

(3) 組織拡大専門員の登録期間は2年間、エキスパート組織拡大専門員の登録期間は1年間とし、その期間中に特別の事由が生じない限り、同一の組織拡大専門員の登録を更新し継続配置する。

(4) 組織拡大専門員の年齢は60歳を上限とし、60歳に到達した年度の3月末までを任期とする。

(5) エキスパート組織拡大専門員を登録する場合は、60歳に到達する年度の2月末までに、自治労本部と県本部がその活動経験と実績を踏まえて協議する。

(6) エキスパート組織拡大専門員の年齢は、65歳を上限とし、任期を65歳に到達した年度の3月末までとする。

(7) 自治労本部は、県本部および組織拡大専門員の組織強化・拡大活動がこの要綱に則していないと判断する場合、県本部に改善を申し入れる。

複数回の申し入れにも関わらず、改善されないと自治労本部中央執行委員会が判断した場合は、登録を取り消し、交付金の返還を求めることができる。

##### 5. 組織拡大専門員の登録・取り消し

(1) 県本部が、組織拡大専門員の登録を希望する場合は「組織拡大専門員登録・事前協議書」(別紙1)を、エキスパート組織拡大専門員の登録を希望する場合は、「エキスパート組織拡大専門員登録・事前協議書」(別紙2)を、自治労本部に提出する。

(2) 自治労本部は、上記の「登録・事前協議書」を踏まえて、県本部書記長等・候補者本人と面談し、登録要件等を確認する。ただし、エキスパート組織拡大専門員を登録する場合は、候補者本人の同席は必要な

<p>(3) 自治労本部は面談終了後、その結果を速やかに県本部に通知する。</p> <p>(4) 県本部は、自治労本部からの通知を踏まえて、「組織拡大専門員登録・申請書」(別紙3)を本部に提出する。</p> <p>(5) 自治労本部は、「組織拡大専門員登録・申請書」を受領後、自治労本部中央執行委員会で協議し、承認された場合は、機関会議に登録を提案し承認を求める。ただし、<u>再雇用組織拡大専門員</u>を登録する場合は、機関会議の手続を省略することができる。</p> <p>(6) 自治労本部は、登録を承認された組織拡大専門員の名簿を作成し、管理しなければならない。</p> <p>(7) 県本部は、組織拡大専門員の登録を取り消す場合は、「取り消し申請書」(別紙4)を自治労本部に提出し、自治労本部は中央執行委員会で協議する。</p> <p>6. 組織強化拡大交付金の交付要件</p> <p>(1) 自治労本部は、組織拡大専門員を登録している県本部に対して、組織強化拡大交付金を交付する。</p> <p>(2) 組織強化拡大交付金の年額を次の通りとする。</p> <p>①組織拡大専門員 1人 400万円</p> <p>②<u>再雇用組織拡大専門員</u> 1人 200万円</p> <p>(3) 交付金の対象期間は、4月～翌年3月末までとし、年度途中で登録、および、取り消しを行った場合は、前項(2)の金額を12月で按分して、月単位で算定・清算する。</p> <p>7. 適用</p> <p>(1) この要綱の改廃は自治労本部中央執行</p>	<p>い。</p> <p>(3) 自治労本部は面談終了後、その結果を速やかに県本部に通知する。</p> <p>(4) 県本部は、自治労本部からの通知を踏まえて、「組織拡大専門員登録・申請書」(別紙3)を本部に提出する。</p> <p>(5) 自治労本部は、「組織拡大専門員登録・申請書」を受領後、自治労本部中央執行委員会で協議し、承認された場合は、機関会議に登録を提案し承認を求める。ただし、<u>エキスパート組織拡大専門員</u>を登録する場合は、機関会議の手続を省略することができる。</p> <p>(6) 自治労本部は、登録を承認された組織拡大専門員の名簿を作成し、管理しなければならない。</p> <p>(7) 県本部は、組織拡大専門員の登録を取り消す場合は、「取り消し申請書」(別紙4)を自治労本部に提出し、自治労本部は中央執行委員会で協議する。</p> <p>6. 組織強化拡大交付金の交付要件</p> <p>(1) 自治労本部は、組織拡大専門員を登録している県本部に対して、組織強化拡大交付金を交付する。</p> <p>(2) 組織強化拡大交付金の年額を次の通りとする。</p> <p>①組織拡大専門員 1人 400万円</p> <p>②<u>エキスパート組織拡大専門員</u> 1人 200万円</p> <p>(3) 交付金の対象期間は、4月～翌年3月末までとし、年度途中で登録、および、取り消しを行った場合は、前項(2)の金額を12月で按分して、月単位で算定・清算する。</p> <p>7. 適用</p> <p>(1) この要綱の改廃は自治労本部中央執行</p>
--	--

<p>委員会の議決による。</p> <p>(2) この要綱は、2020年4月1日から適用し、従前の「県本部『組織拡大専門員』の配置および交付要綱」は廃止する。</p> <p>(3) この要綱「4. 組織拡大専門員の登録要件」(1)に「各県本部が登録することができる組織拡大専門員は1人(再雇用組織拡大専門員を含む)とする。ただし、組織拡大専門員の育成が必要な場合は、組織拡大専門員と合わせて、再雇用組織拡大専門員1人を登録することができる。」とあるが、『県本部配置オルグ制度』の廃止に伴う措置が適用されている県本部は、その経過措置が終了するまでは加配の組織拡大専門員を登録することができる。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>委員会の議決による。</p> <p>(2) この要綱は、2020年4月1日から適用し、従前の「県本部『組織拡大専門員』の配置および交付要綱」は廃止する。</p> <p>(3) この要綱「4. 組織拡大専門員の登録要件」(1)に「各県本部が登録することができる組織拡大専門員は1人(再雇用組織拡大専門員を含む)とする。ただし、組織拡大専門員の育成が必要な場合は、組織拡大専門員と合わせて、再雇用組織拡大専門員1人を登録することができる。」とあるが、『県本部配置オルグ制度』の廃止に伴う措置が適用されている県本部は、その経過措置が終了するまでは加配の組織拡大専門員を登録することができる。</p> <p>(4) この要綱の改正は、2024年4月1日から適用する。なお、この要綱は同日以降、<u>「7. 適用」(3)の「再雇用」は「エキスパート」と読み替えることとする。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
---	---